

保護者(保証人)殿

宮城県富谷高等学校長

### 学校感染症による出席停止について

学校保健安全法に基づき、下記の感染症に罹患していると医師から診断された場合、他の生徒への感染を防止するため出席停止といたします。

つきましては、医師より登校の許可が下りましたら、報告書に記入し、登校時に担任までご提出ください。(医療機関の証明は必要ありません。)

#### 主な学校感染症と出席停止期間

感染症の種類	出席停止期間
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消える、または5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで
麻疹	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	腫れが出た後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風しん	発疹が消失するまで
水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状消退後2日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
結核 髄膜炎菌性髄膜炎	症状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで

※その他の感染症(感染性胃腸炎、溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症、伝染性紅斑、手足口病、流行性角結膜炎など):感染拡大を防ぐため、必要があるときに限り、学校医の意見を聞き、措置をとる。